

京都市告示第498号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和4年1月4日

京都市長 門川大作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
内田 司	(医) 社団行 陵会 京都 大原記念病 院	神経内科	肢体	視覚*, 平衡, 音 声・言語, そしゃ く, ぼうこう・直 腸
西村 智子	(福) 京都社 会事業財団 西陣病院	内科	肢体, 心 臓, 腎臓, 呼吸器, 小 腸, 肝臓	そしゃく

*障害区分の視覚又は聴覚については、診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の
場合、腫瘍や神経疾患等による視力喪失者又は聴力喪失者の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター企画課)